

令和5年度 公文書開示（令和6年2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R6.1.19	R6.2.1	令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	15	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
2	R6.1.4	R6.2.1	東京都教育相談センター一般相談などフリーダイヤル（0120-）になっていると現在他県に住んでいると『圏外です—となり』となり つながらないこの理由を示せ				1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都教育相談センター	
3	R6.1.19	R6.2.2	令和●年●月●日付●●が提出した要望書に関して ・要望書の内容に関する都教委内の全検討プロセスや意思決定のプロセスの文書や図面や電磁的記録 ・教育委員および教育長等とのやりとりの文書や図面や電磁的記録				1											請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
4	R6.1.19	R6.2.2	令和●年●月●日付●ら●団体から提出された「中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)の受験者を対象とする実施状況調査を求める要望書」に関して 要望書の内容に関する都教委内の全検討プロセスや意思決定のプロセス（教育長等とのやりとりも含む）の文書や図面や電磁的記録				1											請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
5	R5.12.6	R6.2.2	令和5年度実施協定	26	1					1	1	1	1					【業者の印影】 ・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） 【運営体制の一部】 ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・事業者の社員名は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することできることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものため（東京都情報公開条例第7条第2号） 【事業者の単年度収支計画の一部】 ・当該情報は、事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）等		教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
6	R6.1.24	R6.2.2	公立小中学校への給食費半額補助事業についての市区町村への通知。及び市区町村に求める都への「申請書」「報告書」を公開していただきたい。				1											東京都教育委員会において、公立小中学校の学校給食費に関する補助事業はまだ実施しておらず、請求に係る公文書が存在しないため	教育庁地域教育支援部義務教育課	
7	R6.1.24	R6.2.7	・令和6年度公立小中学校事務共同実施支援事業予算説明書 ・令和4年度公立小中学校事務共同実施支援事業決算説明書	2	1														教育庁総務部総務課	
8	R6.1.24	R6.2.7	令和5年度公立小中学校事務共同実施支援事業決算説明書	2		1												当該公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課	
9	R5.11.3	R6.2.9	処分説明書①～処分説明書④	51	1					1			1					・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・当事者・関係者の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況等が公にされることとなると、区市町村教育委員会及び当事者の所属校（以下「区市町村教育委員会等」という。）への問合せ・苦情等が生じ、その対応のために区市町村教育委員会等の業務に支障を及ぼすおそれがあるとともに、東京都教育委員会と区市町村教育委員会等との信頼関係が損なわれ、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・人事等に関する案件として非公開で行った会議に関する情報であり、開示されることとなると、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）		教育庁人事部職員課

令和5年度 公文書開示（令和6年2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
10	R5.12.15	R6.2.9	・都立学校保護者コミュニケーションシステム導入委託技術審査委員会における審査結果の報告について ・【参考】採点集計 ・【参考】技術採点表集計	14		1						1			1				【公にされていないメールアドレス】 ・公にすることにより、業務と関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当） 【業者の技術点内訳】 ・業者の事業活動上のノウハウ及び内部管理に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・内部的な審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁総務部 教育政策課
11	R5.12.15	R6.2.9	落札会社である●●株式会社様の技術提案書				1					1							技術提案書は、法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当し、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため	教育庁総務部 教育政策課
12	R6.1.31	R6.2.13	・令和5年度卒業式及び令和6年度入学式等の実施について（通知） ・新型コロナウイルス感染症対策を施した令和5年度卒業式及び令和6年度入学式等の実施について（通知）					1										請求にかかる公文書は作成しておらず、存在しないため	教育庁指導部 管理課	
13	R5.12.17	R6.2.15	・研修会実施説明資料 ・令和5年度東京都立高等学校入学者選抜点検業務の進め方							1		1	1		1			・当該情報は、公にすると、著作権法第18条1項に規定する著作権者の公表権を侵害することになるため（東京都情報公開条例第7条第1号） ・当該情報は、事業者の事業活動上のノウハウに関する情報であつて、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・当該情報は、著作権法上の「著作物」になり得るため、著作権者である事業者の許諾なく公にすることは、著作権者の権利利益を不当に侵害し東京都教育委員会に対する信頼を損ね、今後の事業運営に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・当該情報は、都立高等学校入学者選抜における採点に関する情報であり、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・都立高等学校入学者選抜における選抜事務に関する情報であり、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
14	R5.12.17	R6.2.15	合格候補者の決定方法に係る質問及び解答						1									・当該公文書は例年作成しているものではなく、「令和5年度東京都立高等学校入学者選抜」については存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
15	R6.2.1	R6.2.15	令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	15	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
16	R6.2.1	R6.2.15	都立学校教員勤務実態調査の集計結果 「職層別（教諭・主任教諭と主幹教諭）業務時間 高等学校」	1	1														教育庁人事部 勤労課	
17	R6.2.1	R6.2.15	「副校長と主幹教諭の業務の権限移譲等」というものの、①「移譲する業務内容」（学校経営に関わる業務等のどういうものが権限移譲の対象か）と、②「移譲先」の、2種が分かるもの						1									本件については、今後検討していく事項であり、現時点では該当する文書が存在しないため	教育庁人事部 勤労課	

令和5年度 公文書開示（令和6年2月決定分）

令和5年度 公文書開示（令和6年2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
24	R5. 7. 5	R6. 2. 26	日本生徒大賞2018への応募又は日本生徒会大賞2020の応募に係る●●との連絡に係る公文書（これに係る起案又は供覧に係る公文書の全体を含む。）のうち、 ・東京都立八王子東高等学校 ・東京都立桜修館中等教育学校 ・東京都立国立高等学校					1										当該公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部 総務課	
25	R5. 12. 28	R6. 2. 26	・決定原議 ・基本協定その2（●●）	55	1					1	1	1							【問合せ先の内線番号】 ・職員が業務で使用する内線番号は、公にすることにより、業務と関連のない電話が来る等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【業者の印影及びサイン】 ・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） 【運営体制の一部（協力会社名）】 ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【出題方針の一部】 ・当該情報は、試験の出題方針に関する未公表の情報であり、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【出題内容の一部】 ・当該情報は、試験の出題内容に関する未公表の情報であり、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【採点基準の設定及び採点方法】 ・当該情報は、試験の制度設計に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・当該情報は、事業者の事業活動を行うまでのノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
26	R5. 12. 28	R6. 2. 26	・「困難を抱える生徒の受入環境充実検討本部」の設置について ・第1回困難を抱える生徒の受入環境充実検討本部の開催について（通知） ・第1回困難を抱える生徒の受入環境充実検討本部資料 ・第1回困難を抱える生徒の受入環境充実検討本部議事要旨 ・令和6年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について	100	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
27	R5. 12. 28	R6. 2. 26	請願について（回答）	18	1					1									本件請求に係る情報のうち、「請願について（回答）」における請願者の連絡先は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる）こととなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
28	R5. 12. 28	R6. 2. 26	令和6年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について															本件請求に係る情報のうち、「令和6年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について」における教育委員会付議資料は、東京都のホームページにおいて閲覧可能な情報であり、これらは東京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
29	R6. 1. 11	R6. 2. 27	新教育委員説明資料	43	1														教育庁総務部 教育政策課	

令和5年度 公文書開示（令和6年2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
30	R6.1.11	R6.2.27	旅行命令簿兼旅費請求内訳書（●● 令和5年10月分）	30		1					1							【旅行命令簿兼旅費請求内訳書記載の最寄り駅】 当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	教育庁総務部 教育政策課
31	R6.1.11	R6.2.27	●●氏に教委のことをレクチャーした文書（交通費に関するもの）					1									請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部 教育政策課	
32	R6.1.11	R6.2.27	：●●教育委員説明資料（都立学校教育部） ：●●教育委員説明資料（都立学校教育部）	23	1													教育庁都立学校支援部高等学校教育課	
33	R6.2.16	R6.2.29	令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況 一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	15	1													教育庁都立学校教育部高等学校教育課	